

利用規約

この利用規約は、利用者が大阪高速鉄道株式会社が運営するレンタサイクルを利用する際に遵守して頂く事項について規定しています。

1. 登録申込み

登録申込書に必要な事項を記入のうえ、身分を証明できるものと一緒に提示してください。レンタサイクル登録票を発行します。レンタサイクル登録票の有効期間は発行日または更新日から1年間とします。登録申込みは高校生以上に限りします。登録申込みは各駅の改札窓口で営業時間内（千里中央駅では駅下の駐輪場で6時30分から21時30分までの間）に受け付けます。登録申込書に虚偽の記載をされた場合には、登録をお断りしたり、判明後に登録を取り消したりすることがあります。

2. 利用期間

利用期間は原則として貸出日（利用料金を収受し自転車の鍵を渡す日）の翌日までとし、それを超えた場合には超過料金を頂きます。翌日返却（1泊2日の利用）する場合は、自転車を自宅や市営駐輪場などで管理してください。駅構内へ自転車を持ち込まれた場合は返却扱いになります。超過料金は、返却予定日の翌日から実際の返却日（利用者が自転車を所定の場所に返し自転車の鍵の返却を行う日）まで日毎に発生します。返却予定日の翌日から30日を超過しても返却されない場合には、利用規約を超えたものとして、その後の自転車返却の如何を問わず、日数分の超過料金及び違約金10,000円を支払って頂きます。また、当社からの返却の問合せに何らの回答もない場合には、所轄警察署に被害届を提出する等の措置をとることがあります。

3. 利用料金

利用料金は、1回200円（消費税込み）です。貸出しの際に前払いしてください。一旦受領した利用料金は払戻しいたしません。
超過料金は、1日毎に300円（消費税込み）です。

4. 利用条件

利用者は管理義務をもって利用するものとし、その管理責任は自転車の貸出しを受けた時から返却する時までとします。利用申込、返却とも大阪モノレールの営業時間内に行ってください。所定の手続きをして頂くことが条件となります。予約受付はしていません。利用者お一人につき貸出し台数は1台です。原則として連続しての貸出しはしません。千里中央駅については利用申込、返却共に駅下の駐輪場で行っています。営業時間は6時30分から21時30分までです。
大阪モノレールの運行に異常が発生した場合など、都合により貸出しを中止する場合があります。

5. 返却先

自転車は、貸出駅へ返却してください。貸出駅以外で返却をされる場合には、貸出駅までの自転車の移送費用として6,000円をお支払い頂きます。

6. 自転車の故障

貸出期間中に自転車が故障した場合は、当社に連絡の上、貸出駅まで返却してください。修理は当社で行いますが、利用者に起因する故障については、利用者に修理費用を負担して頂きます。なお、利用者が持込み前に当社の事前の承諾なく修理された場合、当社は修理代金を負担いたしません。
自転車の故障によって利用者その他第三者に損害が発生したとしても、当社に起因する場合を除いて、当社は一切責任を負いません。

7. 自転車の盗難・紛失

貸出期間中に自転車が盗難に遭ったり、紛失したりした場合は、速やかに当社に連絡してください。利用者に起因する盗難、紛失等については、新車購入代金相当額を負担して頂きます。（第9項の鍵紛失に伴う違約金を含む）なお、新車購入代金受領後に自転車の返却を受けても、当社は新車購入代金相当額の返金はいたしません。

8. 事故

当社のレンタサイクル利用者が、その自転車を利用中に事故にあった場合は、速やかに当社（貸出駅を原則としますが、これに限りません）に事故発生の日時・場所・原因・事故状況等を報告するとともに、警察署に届ける等法令で定められた処置をとってください。

第三者との間での示談等が必要な場合には、利用者自らの責任とします。当社は事故が貸し出した自転車の不備に起因しない限り一切の責任を負いません。当社では万一の事態に備え賠償責任保険に加入していますが、状況により保険が適用されないことがあります。

当社が第三者にやむなく損害を賠償した場合を含め、当社が損害を被った場合には、利用者によるその支払いを請求することがあります。

9. 鍵、登録票の紛失・破損

自転車の鍵を紛失・破損された場合には、交換料として2,000円を頂きます。
登録票を紛失・破損等された場合には、再発行料として100円（消費税込み）を頂きます。

10. 自転車の移動

駅のデッキ及びスロープでは自転車から下車して押して移動してください。エレベーターは、別紙1に記載のあるもの以外は使用しないでください。また、エレベーターの使用に際しては、他の利用者に配慮し、無理な乗車はしないでください。
駅のデッキ及びスロープの移動中並びにエレベーターの使用の際に発生した事故も、第8項の取扱いによるものとします。

11. 禁止事項

自転車の利用者は、次の行為をしないでください。

- (1) 飲酒・併走・二人乗りなどの無謀運転、信号無視や通行禁止場所の走行、また傘を差したり、携帯電話（スマートフォン）を使用しながらの運転、イヤホンやヘッドホンで音楽等の聴取しながらの運転、その他交通法規に違反する行為
- (2) 危険箇所・不適切な場所での走行
- (3) 自転車放置禁止区域内及び歩行者や自転車の通行障害となるような場所での駐輪
- (4) 自転車の改造
- (5) 運転中に異常（バンク等）を認めた場合の継続使用
- (6) 利用者本人以外の者に貸し出しました使用させること

12. 放置自転車の移動保管

自転車を放置禁止区域等に放置したため移動保管された場合は、当社が返還を受けるのに要した費用全額（第5項の移送費用を含む）を負担して頂きます。

13. 規約等の変更

利用規約の内容や営業時間、サービス内容等は予告なく変更することがあります。

14. 貸出しの取消し、登録抹消

利用者が利用規約に違反した場合は、貸出期間中であっても、貸出しを取り消し、登録を抹消することがあります。この場合、自転車を速やかに返却して頂きます。

当社が受領した利用料金の払戻しは一切致しません。また、利用規約の違反により当社もしくは第三者が被害を被った場合には、利用者に損害賠償を請求することがあります。